

平成 23 年 10 月 27 日

各 位

本店所在地 東京都港区六本木一丁目 6 番 1 号  
投資法人名 ベンチャー・リヴァイタライズ証券投資法人  
代 表 者 執行役員 木暮 康明  
コード番号 8 7 2 1 (大証ベンチャーファンド市場)  
問 合 せ 先 執行役員 木暮 康明  
電 話 番 号 03-6229-0180

## 平成 23 年 10 月 27 日投資主総会決議事項に関するお知らせ

本平成 23 年 10 月 27 日開催の投資主総会において、下記の事項が承認、可決されましたのでお知らせいたします。

### 記

#### 決議事項

<投資法人提案（第 1 号議案から第 3 号議案まで）>

第 1 号議案 規約一部変更の件

本件は、原案のとおり承認可決されました。

原案につきましては、添付の「投資主総会招集ご通知」をご覧ください。

第 2 号議案 執行役員 1 名選任の件

本件は、原案のとおり承認可決され、執行役員に木暮康明氏が選任されました。

第 3 号議案 監督役員 2 名選任の件

本件は、原案のとおり承認可決され、監督役員に小西輝子、高橋邦明の両氏が選任されました。

<投資主提案>

第 4 号議案 規約一部変更の件

本件は、否決されました。

以 上

# 投資主各位

東京都港区六本木一丁目6番1号  
ベンチャー・リヴァイタライズ証券投資法人  
執行役員 木 暮 康 明

## 投資主総会招集ご通知

拝啓 投資主の皆様には、ますますご清栄のことと拝察申し上げます。

さて、本投資法人の投資主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の投資主総会参考書類をご検討頂き、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送くださいますようお願い申し上げます。

当日ご出席されず、かつ議決権行使書面が平成23年10月26日午後5時までに到着しないときは、「投資信託及び投資法人に関する法律」第93条第1項および第3項ならびに本投資法人規約第27条第6項により、本投資主総会の議案につき賛成されたものとみなされます。(本投資法人規約抜粋)

第27条第6項

投資主が投資主総会に出席せず、かつ議決権を行使しないときは、当該投資主は、その投資主総会に提出された議案(複数の議案が提出された場合において、これらのうちに相反する趣旨の議案があるときは、当該議案のいずれをも除きます。)について賛成するものとみなします。

敬 具

記

1. 日 時 平成23年10月27日(木曜日) 午前10時
2. 場 所 東京都港区芝公園二丁目5番20号  
メルパルク東京 3階「牡丹」  
(末尾の会場ご案内図をご参照ください。)

### 3. 投資主総会の目的である事項

#### 決議事項

<投資法人提案(第1号議案から第3号議案まで)>

- 第1号議案 規約一部変更の件
- 第2号議案 執行役員1名選任の件
- 第3号議案 監督役員2名選任の件

<投資主提案>

第4号議案 規約一部変更の件

投資主提案(第4号議案)についての議案の要領は、後記「投資主総会参考書類」(5頁から7頁まで)に記載のとおりであります。

以 上

(お願い)

- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎投資主総会参考書類を修正する場合の周知方法  
投資主総会参考書類に記載すべき事項を修正する必要がある場合は、修正後の事項を本投資法人のホームページ (<http://www.v-revitalize.co.jp/>) に掲載いたしますのでご了承ください。
- ◎本投資主総会終了後、引き続き同会場において、本投資法人の資産運用会社であるSBIアセットマネジメント株式会社による「運用状況報告会」を開催いたしますので、あわせてご参加くださいますようお願い申し上げます。

## 投資主総会参考書類

<投資法人提案（第1号議案から第3号議案まで）>

### 第1号議案：規約一部変更の件

#### (1)変更の理由および変更箇所

「租税特別措置法」（昭和32年法律第26号。その後の改正を含みます。）に定める投資法人に係る課税の特例を受けるための要件のうち、投資口に係る募集が主として国内で行われるものとする要件を定める「租税特別措置法施行令」（昭和32年政令第43号。その後の改正を含みます。）の改正に伴い、所要の変更を行うものであります。

第6条（発行することができる投資口の総口数等）

#### (2)変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

### ベンチャー・リヴァイタライズ証券投資法人規約の新旧対照表

（下線は変更部分を示します。）

現 行 規 約	変 更 案
<b>第2章 投 資 口</b>	<b>第2章 投 資 口</b>
<p><b>（発行することができる投資口の総口数等）</b></p> <p>第6条 本投資法人の発行することができる投資口の総口数は、100万口とします。</p> <p>② 本投資法人の執行役員は、前項の範囲内において、役員会の承認を得た上で、その発行する投資口を引き受ける者の募集をすることができるものとします。当該募集投資口の1口当たりの払込金額は、運用資産の内容に照らし公正な金額として役員会で決定した金額とします。</p> <p>③ 本投資法人が発行する投資口の<u>払込金額の総額</u>のうち国内において募集される投資口の<u>払込金額</u>の占める割合は、100分の50を超えるものとします。</p> <p style="text-align: right;">以 上</p>	<p><b>（発行することができる投資口の総口数等）</b></p> <p>第6条 （現行どおり）</p> <p>② （現行どおり）</p> <p>③ 本投資法人の<u>投資口の払込価額</u>の総額のうち国内において募集される投資口の<u>払込価額</u>の占める割合は、100分の50を超えるものとします。</p> <p style="text-align: right;">以 上</p>

第2号議案：執行役員1名選任の件

執行役員 木暮 康明は、平成23年11月4日をもって任期満了となりますので、新たに執行役員1名の選任をお願いするものであります。なお、本議案における執行役員の任期は、平成23年11月5日から2年間となります。

執行役員候補者は次のとおりであります。

氏 名 (生年月日)	略 歴 および重要な兼職の状況	所有する 本投資法人 の投資口数
<p>木暮 康明 (昭和34年5月26日)</p>	<p>平成10年8月 モーニングスター株式会社 入社（調査分析部長） 平成12年4月 ソフトバンク・アセット・マネジ メント株式会社入社（現SBIア セットマネジメント株式会社） 平成13年4月 同社取締役業務管理部長 平成14年5月 同社取締役運用本部長兼運用企画 部長 平成15年9月 ベンチャー・リヴァイタライズ 証券投資法人執行役員（現任） 平成17年7月 SBIアセットマネジメント株式 会社取締役運用本部長兼運用部 長兼運用企画部長 平成22年6月 同社取締役運用本部長兼運用部 長 平成23年4月 同社代表取締役社長（現任）</p>	<p>1,040口</p>

(注) 執行役員の候補者木暮康明は、本投資法人の資産運用会社であるSBIアセットマネジメント株式会社の代表取締役社長を兼務しておりますが、「証券取引法等の一部を改正する法律」（平成十八年法律第六十五号）による改正前の「投資信託及び投資法人に関する法律」第13条に基づき、平成15年9月26日付けで金融庁長官より兼職の承認を得ております。

**第3号議案：監督役員2名選任の件**

監督役員 小西 輝子、高橋 邦明は、平成23年11月4日をもって任期満了となりますので、新たに監督役員2名の選任をお願いするものであります。なお、本議案における監督役員の任期は、平成23年11月5日から2年間となります。

監督役員候補者は次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略 歴 および重要な兼職の状況	所有する 本投資法人 の投資口数
1	小西 輝子 (昭和18年9月16日)	昭和46年4月 弁護士登録 坂本建之助法律事務所勤務 昭和52年7月 婦人総合法律事務所（現お茶の水 共同法律事務所）共同経営 昭和61年10月 小西輝子法律事務所開設（現任） 平成14年3月 ベンチャー・リヴァイタライズ証 券投資法人監督役員（現任）	0口
2	高橋 邦明 (昭和44年5月18日)	昭和63年4月 気象庁入庁（運輸技官） 平成12年4月 弁護士・弁理士登録 松井小川法律特許事務所勤務 平成14年2月 物理法律特許事務所開設 平成14年3月 ベンチャー・リヴァイタライズ証 券投資法人監督役員（現任） 平成15年6月 ホープ法律事務所共同経営（現任）	0口

(注) 各監督役員候補者と本投資法人の間には、いずれも特別の利害関係はありません。

<投資主提案>

第4号議案は、投資主からのご提案によるものであります。

第4号議案：規約一部変更の件

(1)提案の内容

以下のとおり条文を変更する。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 規 約	変 更 案
<p>(新 設)</p> <p>第5条～第26条 (省 略)</p> <p>(投資主総会に関する事項)</p> <p>第27条 本投資法人の投資主総会は、<u>2年</u>に1回以上開催します。</p> <p>第28条～第33条 (省 略)</p> <p><b>資産運用の対象および方針</b></p> <p>本投資法人規約第10条に基づき別に定める資産運用の対象および方針は、次のものとします。</p> <p>I 資産運用の基本方針</p> <p>運用資産の運用は、わが国の株式等を中心に投資し、運用資産の中長期的な成長を目指します。</p> <p>投資事業有限責任組合の出資持分への投資を含め、わが国の未公開企業（民事再生法或いは会社更生法等の適用などにより未公開となった企業を含む。）の発行する株式等（以下「未公開株等」という。）および金融商品取引所で取引されている株式の発行会社のもので、上場後5年以内の株式券等（以下「上場株式等」といいます。）への投資額の合計（以下「株式等投資額」という。）が純資産額の70%以上となり、かつ、未公開株等への投資額が株式等投資額</p>	<p>(存続期間)</p> <p>第4条 本投資法人の存続期間は平成26年12月31日までとする。</p> <p>第6条～第27条 (現行どおり)</p> <p>(投資主総会に関する事項)</p> <p>第28条 本投資法人の投資主総会は、<u>1年</u>に1回以上開催します。</p> <p>第29条～第34条 (現行どおり)</p> <p><b>資産運用の対象および方針</b></p> <p>本投資法人規約第10条に基づき別に定める資産運用の対象および方針は、次のものとします。</p> <p>I 資産運用の基本方針</p> <p>運用資産の運用は、わが国の株式等を中心に投資し、運用資産の中長期的な成長を目指します。</p> <p>投資事業有限責任組合の出資持分への投資を含め、わが国の未公開企業（民事再生法或いは会社更生法等の適用などにより未公開となった企業を含む。）の発行する株式等（以下「未公開株等」という。）および金融商品取引所で取引されている株式の発行会社のもので、上場後5年以内の株式券等（以下「上場株式等」といいます。）への投資額の合計（以下「株式等投資額」という。）が純資産額の70%以上となり、かつ、未公開株等への投資額が株式等投資額</p>

現行規約	変更案
<p>の50%以上とすることを基本投資配分とします。</p> <p>また、わが国の地方経済の発展および地方分権への流れを中長期的に捉え、その中心となると考えられる大阪府下の未公開株等に運用資産の20%から30%程度を投資することを基本とします。</p> <p>ただし、本投資法人設立当初および投資する未公開企業の公開時等、上記基本投資配分等が維持されないことがあります。</p>	<p>の50%以上とすることを基本投資配分とします。</p> <p><u>(削除)</u></p> <p>ただし、本投資法人設立当初および投資する未公開企業の公開時等、上記基本投資配分等が維持されないことがあります。</p>

(2)提案の理由

- ①投資口価格が1口当たり純資産額に比べ、約3分の1と大きく下回っているため、唯一の現金化手段である市場売却を検討する投資主にとって大きな問題となっています。また、大幅な欠損金のため、将来的に分配金は望めず、償還期限も設定されていないことから、投資法人を解散し、投下資本の回収機会を与えることが全投資主にとって最善の策と考えるため、所要の変更提案を行うもの。

変更後規約第4条（存続期間）

- ②投資口価格および1口当たり純資産額が低迷しており、投資主総会が2年に1回以上の開催では、現在起きている問題、課題に対して、迅速に対応できないと考えるため、所要の変更提案を行うもの。

変更後規約第28条（投資主総会に関する事項）

- ③大阪府下に魅力的な投資対象があるのであれば、敢えて規約附則に定めなくとも投資を行うはずであり、規約附則に定めることで反って投資が制限され、収益機会が失われ、結果として投資主の利益にはマイナスに働くと考えられるため、所要の変更提案を行うもの。

附則（資産運用の対象および方針）

- ④上記のほか、条数の整備を行うもの。

(注) 以上は投資主から提出された投資主提案書の提案理由の概要を記載しております。

#### 第4号議案に対する役員会の意見

本投資法人役員会としては、本議案に反対いたします。

本投資法人は、日本のベンチャー企業への新たな資金供給スキームとして、広く一般の投資家から資金を集め、未公開企業を始めとするベンチャー企業に投資する目的で設立されたものです。同時に、わが国の地方経済の発展および地方分権への流れを中長期的に捉え、その中心となると考えられる大阪府下の未公開株等に運用資産の一定割合を投資することを基本とすることで、日本のベンチャー企業の発展に貢献することとしました。

従いまして、ご提案のような、存続期間の定め及び資産運用の基本方針の変更は、本投資法人の根本的な設立趣旨と相反することから、規約を変更することは適当ではないと考えます。

また、本投資法人は、「投資信託及び投資法人に関する法律」により、投資主総会の必須の決議事項である執行役員及び監督役員の任期に合わせて、投資主総会は2年に1回以上行う旨定めております。

従いまして、ご提案のような、1年に1回以上行う定めでは、決議事項のない投資主総会を開催する可能性が生じることから、規約を変更することは適当ではないと考えます。

以 上

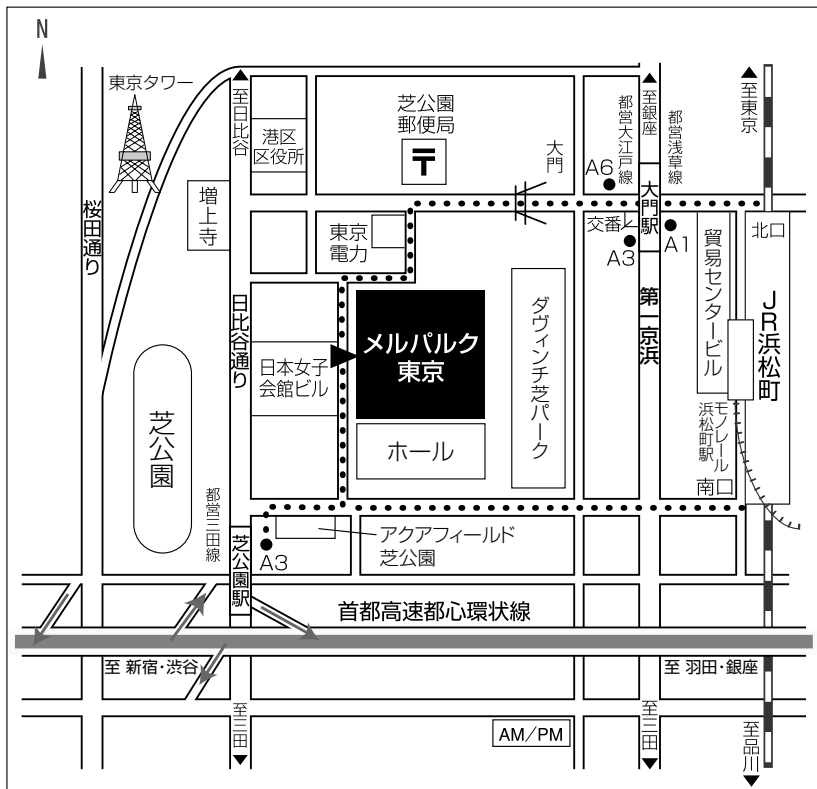


# 投資主総会会場ご案内図

## メルパルク東京

〒105-8582 東京都港区芝公園二丁目5番20号

代表 TEL. 03-3433-7211



### 交通のご案内

- JR  
浜松町駅(北口)又は(南口)S5階段「金杉橋方面」から徒歩8分
- モノレール  
浜松町駅(北口)から徒歩8分
- 地下鉄  
芝公園駅(都営三田線)A3出口から徒歩2分  
大門駅(都営浅草線「京浜急行乗入」、都営大江戸線)  
A3出口から徒歩4分 A6出口から徒歩4分 A1出口から徒歩5分